

22 兵庫県制度「経営活性化資金」

兵庫県制度「経営活性化資金」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに迅速に対応することを目的とした、担保に依存しない金融機関との提携保証です。個人事業者の方も対象となります。

対象となる方	<p>兵庫県内に事業所を有し、金融機関および当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する方(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人は除く)</p> <p>①兵庫県内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること</p> <p>②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること</p> <p>③税務署の受付印がある確定申告書(決算書)*の写しを直近期分(1期を12か月とする)提出できること *個人事業者の場合は、青色申告を行っていること</p> <p>④取扱金融機関と1年以上の与信取引があること</p>																																								
資金用途	運転資金および設備資金																																								
保証限度額	<p>5,000万円(運転資金のみの場合は3,000万円)</p> <p>(注1)一般の無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。</p> <p>(注2)既存の経営活性化資金の残高との合計で5,000万円(運転資金のみ3,000万円)以内とします。</p> <p>(注3)当該申込を含めた総保証債務残高が保証申込直前期決算における年商の2分の1以内とします。</p>																																								
保証期間	<p>運転資金のみの場合 3年以内(うち据置期間なし)</p> <p>設備資金(運転・設備資金を含む)の場合 5年以内(うち据置期間6か月以内)</p>																																								
貸付形式	証書貸付																																								
返済方法	元金均等分割返済																																								
貸付利率	金融機関所定利率																																								
担保	不要																																								
連帯保証人	法人の代表者を除き不要																																								
保証料率	<p>経営状況に応じて決定(下表参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有 保証料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">1.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。</p>	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表あり										貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有 保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																																
貸借対照表あり																																									
貸借対照表なし	1.15%																																								
保証割合	責任共有制度対象																																								
取扱金融機関	<p>三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、但馬銀行、池田泉州銀行、近畿大阪銀行、四国銀行、阿波銀行、京都銀行、みなと銀行、トマト銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、徳島銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合(順不同 ※平成30年4月1日現在)</p> <p>(注)本保証は当協会と金融機関との提携保証です。申込みのご相談等につきましては、取扱金融機関にお申し出ください。</p>																																								

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。